新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大に基づく特例

本特例は、留学プログラム基本約款(以下「本約款」といいます。)に適用されるものであり、本特例において用いられる用語は、特に本特例において定めがない限り、本約款において用いられているものと同義です。

(本約款10条について)

以下の条件を満たす場合において、留学プログラムの解約に関し、当協会の解約手数料を免除し、お 支払いいただいた授業料等、各学校からの解約金等及び、すでに使用された手数料以外の費用を全 額返金いたします。

- ・ 2020 年以前のお申込みである場合
- ・ 政府規定による入国制限がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19。以下「コロナ」といいます。)の影響により航空便が キャンセルまたは運航不可となり、渡航先に到達できない場合
- ・ 申込期間中の全期間または一部期間にて、休校・オンライン授業が提供されている場合
- ・ コロナの影響でご留学そのものを断念する場合(ご解約後のビザのみのサポートは提供いたしかねます)

2021 年以降のご契約に関しましては、原則通常の留学プログラム基本約款が適用されますが、 以下の条件を満たす場合において、留学プログラムの解約に関し、当協会の解約手数料を免除し、お 支払いいただいた授業料等、各学校からの解約金等及び、すでに使用された手数料以外の費用を全 額返金いたします。

・ 政府規定による入国制限があり、大学へ復学しなければならない場合